

平成21年（行ウ）第49号公金支出差止請求事件

原告 小林収外91名

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成26年 3月20日

原告 小林 収

司法の失敗を起こさないために

本件事件が結審されるにあたり、原告を代表して最後の陳述をいたします。

私たちが本訴訟を提起したのは、2009（平成21）年6月でした。もうすぐ5年を経過しようとしています。

この間に、私が最もショックを受けたのは、2011年3月11日の東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所の事故でした。

福島第一原発事故は、原発の安全性神話を根底からひっくり返したものであり、人類と科学技術のあり方はどうあるべきかを根本から問い直さざるを得ない出来事でした。本件事件の口頭弁論の原告陳述でも、多くの原告がそのことに触れました。

これまで原発の是非をめぐる幾多の裁判（原発訴訟）が提起されてきました。原告の住民側は、まさに福島第一原発事故のような事態を想定して、その危険性を指摘してきました。しかし、結果は、二つの下級審判決を除いて、すべて原告敗訴で終わっています。つまり、裁判所は、被告の電力会社・国の安全性神話の主張を疑おうとしてきませんでした。裁判所は、多くの訴訟で原告から証拠によって十分な警告を受けながら、原発震災の危険性を看過してきたのであり、司法も、原発震災事故に対する責任を免れることはできません。「原発訴訟における司法の失敗」と言われる所以であります。

水資源開発公共事業に関する行政裁判（ダム関係訴訟）についても、同じ問題があります。

ダム関係訴訟において、原告の住民側が繰り返し証拠をもって明らかにしてきたことは、行政側が開発しようとする水源施設の、実際の水需要に合わない過大性と不要性でした。つまり、水は足りており、巨額の公費を投じてダムなどを造らなくても流域の住民は暮らしていくことができるということです。そして、異常渇水の際にも、何十年に一回使うかどうか分からない構造物を造

るのではなく、川に水が流れている限り利用できる過大になっている既得農業用水や過大に設定されている河川維持流量と融通し合うようなソフトなシステムを構築することで解決できるということでした。

これに対する裁判所の判断は、被告の事業者の主張をなぞるように、「水源施設整備には長期間を要するから、長期的先行的に、水源施設を整備する必要がある」という極めて曖昧かつ抽象的な論理で、住民側の具体的な証拠や事実を挙げての論証をことごとく退けてきました。この論理は、この地方のダム関係訴訟である長良川河口堰、徳山ダム、設楽ダムのすべての判決に共通しています。

司法が、「水源施設整備には長期間を要するから、長期的先行的に、水源施設を整備する必要がある」という論理で、行政側が実施しようとする水資源開発計画を漫然と次々に許容していく先には、何が出現するのでしょうか。2013年に発表された国の新水道ビジョンは、水道は給水人口も給水量も減少し続け、2060年には水需要は現在よりも4割減少するとし、このような給水量の減少を前提に施策を講じなければならないとしています。司法が行政の過大計画をチェックできない結果として残されるのは、流域の自然と共同体を意味なく水没させて、満々と使い途のない水を湛え、費用負担にあえぐ水源施設です。徳山ダムや長良川河口堰が、まさにそれであります。その意味においても、司法の責任は重大であります。

原発訴訟における司法の失敗は、福島原発事故の発生で露呈しましたが、ダム関係訴訟における司法の失敗は、水源施設建設による環境・生態系及び地域社会の破壊と、使われない水による財政負担の増大によって起こります。我が国全体の借金の額はいまや1,100兆円に及ぶと言われていますが、愛知県の県債残高は、本訴訟を提起した当時、累積4兆円強、県民1人当たり54万円強であったものが、平成25年度においては、それぞれ、5兆2千億円強、70万円強へと膨れ上がっています。愛知県は、長良川河口堰、徳山ダム、設楽ダムのすべての事業において、最大の負担金を支出する地方公共団体で、これ以上ムダな公共事業をする余裕はありません。本訴訟においては司法の失敗が起こらないことを強く求めます。

私たちが本訴訟を提起したのは、すでに無意味になっている徳山ダムの延長線上に、さらにムダな導水路を造るために公金つまり税金を支出させてはならないという思いからです。監査請求などの訴えを退けられ、行政に直接ムダな公金支出の中止を求める途を閉ざされた住民にとって、残された方法は住民訴訟しかありません。この名古屋地裁が、証拠と事実を直視して、司法の判断として、後世の人々からの評価に耐えうる判決をされるよう、切に求めて陳述いたします。

以上